

資金決済法改正に伴うお知らせ

生活協同組合コープえひめが発行するコープマネー（以下「前払式支払手段」という）は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）の摘要を受け、組合員の皆様にご利用いただいています。

2021年5月1日より資金決済法の改正法令が施行されました。この改正に伴い、以下2点についての告知内容についてお知らせします。

1. 組合員資金の保全方法（発行保証金の供託）について

（1）資金決済法第14条1項の規定の趣旨

資金決済法では、前払式支払手段の保有者保護のための制度として、資金決済法の規定に基づき、前払式支払手段の基準日である毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高の半額以上を発行保証金として、法務局へ供託等することが義務付けられています。

（2）資金決済法第31条1項に規定する権利の内容

当組合が破産するなど万一の場合には、前払式支払手段の保有者は、資金決済法第31条の規定に基づきあらかじめ保全された発行保証金において、他の債権者に先立ち弁済をうけることができます。

（3）発行保証金の供託、発行保証金保全の契約又は発行保証金信託契約の別

生活協同組合コープえひめは松山地方法務局へ金銭の供託により、利用者の資金の保全をおこなっています。

2. 無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針について

コープマネーについて

（1）組合員がコープマネーを第三者に取得され、組合員の意思に反してコープマネーが利用または処分されたことにより、組合員に損失が発生した場合、当組合はコープマネーの利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した損失について、原則としてこれを補償します。

（2）ただし、当組合に申告した内容、当組合が行った調査内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに、該当すると当組合が判断した損失の全部または一部について補償をおこないません。

- ・組合員の故意もしくは重大な過失に起因した損失。
- ・組合員の同居の家族、親族などの行為に起因して発生した損失。
- ・組合員が当該損失に係る事実について、当組合に虚偽の説明をおこなった場合における当該損失。
- ・戦争、暴動等の社会秩序の混乱に乗じて発生した損失。
- ・コープマネーサービスご利用約款第8条第3項に定める一定期間にコープマネーの残高を第三者により利用されて発生した損失。

（3）組合員が当組合に対して補償を求める場合、下記の「補償手続き内容」に従った手続きを行うとともに、当組合による調査に協力するものとします。組合員が当該手続きを怠った場合には、組合員に生じた損失の全部または一部について当組合はその責任を負わないことがあります。

（4）補償手続き内容について

- ・組合員は、損失が発生した日（継続して複数回の損失が発生した場合には、その最終損失日）から60日以内に、当該損失が発生した事実を当組合に通知するものとします。
- ・またその被害について、警察署へ申告しなければならないものとします。
- ・組合員は、前項に基づく当組合への通知後速やかに、当組合に対して、以下の内容を必要な資料を添付して申告するものとします。（損失額・損失発生日・損失発生の経緯・その他当組合が通知を求めた事項）

相談窓口

生活協同組合コープえひめ

問い合わせ電話番号：089-931-5201

（月～金（祝祭日を除く）9:15～18:00）